

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

	定すべきと考える。	
第 55 条	但書の追加に賛同する。あわせて、不正な目的で出願された第三者の商標の取り消し後の正当な権利者による出願についても、1年の経過を待つことなく登録出願の許可を認めていただきたい。	正当な権利者による権利取得が1年間認められないことによって、その間に権利侵害品の排除などの権利行使ができない点が懸念される。
第 59 条	第 59 条中で処罰対象の根拠条文として列挙されている条項のうち、第 52 条は削除すべきと考える。	改正法第 52 条は処罰の対象ではなく、現行法にも対応する規定は無いことから左記の通り希望する。
第 70 条	刑事責任を追及する対象に同一の商標のみならず、類似の商標も追加することを希望する。	「最高人民法院，最高人民検察院，公安部，司法部 知的財産権侵害事件の処理における法適用問題の若干問題に関する意見(最高人民法院 最高人民検察院 公安部 司法部 关于办理侵犯知识产权刑事案件适用法律若干问题的意见)」第 6 条にて、「その登録商標と同一の商標」の認定範囲を示しているが、同一商標を意図的に避けた商標や商号を使用した模倣被害も甚大であり、これらを摘発できないという問題の解決にはつながらないと考える。
新設	馳名商標に認定された商標の取り消し規定を明文化する旨希望する。 (送審稿第 53 条第二款の復活)	不正手段によって馳名商標の認定を獲得したことが判明した場合、認定する要素に重大な変化が生じ不良な社会影響又は結果をもたらした場合等、継続して馳名商標としての保護を与えてはならない場合には、馳名商標の認定を取り消すべきと考える。
その他	改正案全般にわたって、応答期限等が15日以内から延長されている点は評価できるが、外国人に対しては、更なる猶予期間を設けていただきたい。	中国語への翻訳や外国証拠の公証認証手続き等、中国人にない作業が外国人には発生するため、内外で不均衡が生じないよう処理期間の猶予を設けていただきたい。
その他	非類似商品を指定する第三者不正出願に対して、TRIPS 協定第 16 条第 3 項で規定する「当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合」には、登録を認めないことを明示する条文を新設していただきたい。	現行法での非類似商品を指定する第三者不正出願に対する取消は、馳名商標の認定に加え、出願人の不正行為であること、公衆を混同させることを要件としているが、出願人の不正行為の立証が不十分等の理由により、異議が却下されるケースが多い。TRIPS 協定を遵守していることを明示的に示すためにも当該規定の新設を希望する。

商務部に提出した技術輸出入管理条例に関する意見書

要望 1

件名	外国から中国への技術ライセンス契約における特許保証責任の緩和
現状／問題点	<p>技術輸出入管理条例第24条第3款によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、中国ライセンシーがライセンス技術を使用した結果、第三者の特許権などを侵害した場合に、例外なく外国ライセンサーが責任（いわゆる特許保証責任）を負うと規定している。</p> <p>しかしながら、外国ライセンサーが第三者権利を漏れなく調査してライセンス技術が第三者権利を侵害しないことを事前に確認するのは事実上不可能であり、その責任をすべて外国ライセンサーに負わせることは酷であり、外国企業と中国企業との技術ライセンス契約をスムーズに締結する際の障害のひとつとなっている。</p> <p>尚、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約については、技術輸出入管理条例は特許保証責任を規定しておらず、特許保証責任を当事者間で約定可能とする合同法第353条が適用されるので、技術輸出入管理条例第24条第3款は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で特許保証責任に関して公平とは言いがたい。</p>
改善要望	<p>技術輸出入管理条例第24条第3款の削除を希望する。</p> <p>条例第24条第3款の削除が困難な場合は、合同法第353条のように特許保証責任を当事者間で約定可能とするよう条例第24条第3款を改正することを希望する。</p>
関連する法令等	技術輸出入管理条例第24条第3款 合同法第353条

要望 2

件名	外国から中国への技術ライセンス契約における改良技術帰属の制限緩和
現状／問題点	<p>技術輸出入管理条例第27条によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、ライセンス技術の改良技術は例外なく改良当事者に帰属すると規定している。従って中国ライセンシーによる改良技術は、ライセンス技術の寄与度などを問わず中国ライセンシーの単独帰属となる。</p> <p>しかしながら、改良技術はライセンス技術があってはじめて創造されるものであって、ライセンス技術の寄与度を無視してライセンシーによる改良技術を一律にライセンシーの帰属とすることは、外国企業と中国企業との技術ライセンス契約をスムーズに締結する際の障害のひとつとなっている。</p> <p>尚、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約については、技術輸出入管理条例は改良技術の帰属を規定しておらず、改良技術の帰属を当事者間で約定可能とする合同法第354条が適用されるので、技術輸出入管理条例第27条は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で改良技術の帰属に関して公平とは言いがたい。</p>
改善要望	<p>技術輸出入管理条例第27条の削除を希望する。</p> <p>条例第27条の削除が困難な場合は、合同法第354条のように改良技術の帰属を当事者間で約定可能とするよう条例第27条を改正することを希望する。</p>
関連する法令等	技術輸出入管理条例第27条 合同法第354条